

## 会計相談サポーターの設置等に関する要綱

制 定 令和6年4月1日

### (目的)

第1条 この要綱は、会計相談サポーターの設置等に関し必要な事項を定めることを目的とする。

### (設置)

第2条 新公会計制度において安定的な制度運営を進めていくにあたり、専門的な知識を持つ公認会計士からの助言等が必要であるため、会計相談サポーター（以下「サポーター」という。）を設置する。

### (業務)

第3条 サポーターは、次に掲げる業務を行う。

- (1) 本市の新公会計制度に関する相談を受け、適切な助言を行うこと
- (2) 財務諸表の活用に関する助言を行うとともに、研修資料への助言や研修講師を務めること
- (3) 前各号の業務に付帯する業務

### (選任)

第4条 サポーターは、日本公認会計士協会近畿会に所属している公認会計士のうち、地方自治体における公会計制度に関して幅広い知識・経験を有している者から1名選任する。

### (任期)

第5条 サポーターの任期は、選任された年度の末日までとする。ただし、特段の事情がある場合は、これより短い任期とすることができます。また、サポーターは再任することができる。

### (報償金)

第6条 サポーターに対する報償金の額は、1時間につき金1万円（消費税及び地方消費税相当額を除く。）とし、これに第3条各号の業務の実施時間（時間）を乗じた金額とする。なお、算定した金額に1円未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとし、交通費その他実費が発生する場合は、本市がこれを負担する。また、継続した1回の業務に1時間に満たない端数があるときは、当該端数に対する金額は、金1

万円（消費税及び地方消費税相当額を除く。）に当該端数の分数を 60 で除した数を乗じて得た額とする。

（施行の細目）

第 7 条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の施行に関し必要な事項は、会計室長が定める。

附 則

この要綱は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。